

「第二の労働者」

—労働力の価値と性差別—

“The Second Worker”

篠原三郎

Saburo SHINOHARA*

Abstract

In capitalism, the female workers have been forced to be the second workers. This paper aims to explain the problem of the female workers. Until recently, the commodity of "der Arbeitskraft" has been studied from the value of the labour-power, but it is not enough and perfect. It should have been also analyzed from the use-value.

目 次

まえがき

1. 労働力の価値規定と「第二の労働者」
2. 資本主義と「女性の身体性制約説」

あとがき

まえがき

本稿は、労働力の価値規定に関わる問題をジェンダーの視点から考察しようとするものである。労働力の価値規定といえば、マルクスのそれをめぐって想定せざるをえないのであるが、早くから、フェミニストにより問われてきたように、マルクスにはかかる視点からの課題がなかったよ

* Professor, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University

うに思えるのである。

しかし、かかるなか、マルクスに依拠しつつ、フェミニスト、その他による誤まれるマルクス批判には、鋭く反論し、それを正そうと論陣を張られている中川氏がおられる。

本稿は、その中川氏の成果の一つである「経済学とジェンダー——家事労働・労働力の価値・「家族賃金」——⁽¹⁾」と題する所説の一端を詳しく紹介しながら、まず、上述の課題をめぐって考えていこうとするものである。(なお、本文で中川氏の所説を詳しく紹介していくのは、労働力の価値規定問題をめぐって参考となることが多く、私の周辺にいる研究者や学生たちにも知ってもらいたいためでもある。)

周知のように、資本主義は、それ自身が存立していくために不可欠な、一般の商品とは異なる労働力商品の安定した創出を可能とする、歴史的に独自の相対的過剰人口を形成していくという社会的機制を備えている。労働力の価値規定も(また、それに関連する家事労働の社会的性格も)、その社会的関係のなかで実現していることを看過してはなるまい。いってみれば、問題は、性差別の原因は、まさに資本主義の存立にかかわるこの相対的過剰人口形成の過程の奥にあるからなのである。労働力の価値の他の側面にある、性別に関わる使用価値問題に注目していかねばならない。それに対応するかのようには、労働力の価値規定が、資本主義ではいかに女性に差別的にできているかが、みえてくるにちがいない。労働力の価値基準は、二重構造化しているのだ。にもかかわらず、一方で、資本はジェンダーにニュートラルとみる二宮厚美氏のような見解もあるので、これも批判的に紹介しつつ、問題を展開していきたい。

ともあれ、労働力の価値規定をめぐる資本主義の社会的歴史的特徴を、その商品の二重性に関わって正しく考察していくことが、同時に、なにより、性差別問題を克服していくために、理論的にも実践的にも必須なことと考えられるのである。

1. 労働力の価値規定と「第二の労働者」

中川スミ氏は、マルクスの労働力の価値規定をめぐって、次のように説明されている。

「周知のように、労働力は人間がもつ能力としてのみ存在し、労働者の身体から分離した存在様式をもたないから、家事労働であれ何であれ、労働が労働力を直接生産することはできない。労働者の生活が維持・再生産されれば、これにともなって労働力もまた再生産されるという形でのみ、労働力は生産される。したがって、マルクスの労働力の価値規定においては、第一に、労働力の生産が労働者の再生産に還元され、第二に、労働者の再生産が一定量の生活手段に還元されるという2段階の媒介を経て、労働力の価値は労働者の再生産に必要な生活手段、いわゆる「必要生活手段」の価値に還元されている。とはいえ注意すべきは、労働力の価値規定の独自性は、それが一定量の生活手段の価値に還元されること自体にあるのではない、ということである。例えば、役畜の価値もまたいくばくかの生活手段の価値に還元されるからである。重要なのは、労働者の「必要生活手段」の範囲がけっして生理学的・技術的に決まるのではなく、労働者階級

が形成される歴史的事情や、各国の文化段階などによって左右され、したがって時代によって変化し、社会によって異なるものだということである。このことを強調するためにマルクスは、労働力の価値は、他の商品の場合とは対照的に、「歴史的かつ社会慣行的な（moralisch）一要素」（K. Marx, *Das Kapital*, I, S. 185）を含むと述べている。労働力の価値を論じる際にはこのことがたえず想起されねばならない⁽²⁾。

マルクスによる労働力の価値規定をこのように理解されたうえで、労働力の価値と家事労働の関係をめぐる諸説の誤り、また、「家族賃金」思想の問題点を中川氏は、批判的に整理・検討されていく。その展開は、極めて論理的で明快である。その一部をみてみよう。

たとえば、「家事労働は労働力（商品）を生産し、労働力の価値を生むという説⁽³⁾」をめぐることは、その説により、しばしば主張されている「家事労働によって生活手段の価値が労働力に移転するという⁽⁴⁾」所説を取り上げ、「これは、一般商品の生産過程において具体的有用労働が生産手段の価値を生産物に移転するという論理を労働力の再生産過程に直接適用したものであって、いわゆる「生産的消費」と「個人的消費」の同一視にもとづく誤った類推だと思われる⁽⁵⁾」と批判しておられる。

また、「労働力の価値の量的規定に家事労働時間が算入されるべきだという説⁽⁶⁾」に対しては、「労働力の価値の大きさは、一般の商品の場合と同様に、この商品を生産（再生産）するために「社会的に必要な労働時間によって」規定される⁽⁷⁾」という、先にも紹介したようなマルクスの労働力の価値理解にたつてその誤りを鋭く指摘される。そして、この「社会的に必要な労働時間」の意味を、中川氏はつぎのように具体的に敷衍されている。

労働力の価値規定をめぐる社会的歴史的な性格を知っておくために参考になることでもあり、これも長くはなるが、紹介しておきたい。

「一定量の生活手段と主婦の無償の家事労働によって労働力の再生産が行われるのが社会的平均的な条件であれば、労働力の価値は必要生活手段の価値に還元される。だが、労働力の再生産条件は時代によって変化する。今日では、いわゆる家事労働の社会化にともなって、クリーニングや外食など家事サービスの購入や育児・教育・医療・介護など公的・私的サービスの利用が労働力の再生産にとって社会的・平均的に必要となってきたおり、したがって今日では、必要生活手段の価値のほかにこれらの購入費や利用料が労働力の価値の量的規定に入るとみなしなければならない⁽⁸⁾」。

「また、性別分業が一般的な場合、夫の労働力の価値は妻子の生活費を含んで規定されるが、これは、労働力の再生産が家族単位で行われるかぎり労働力の価値は労働者家族の再生産費として規定されるからであって、妻の家事労働に対する対価や報酬を少しも意味しない。妻の家事労働の多寡にかかわらず、労働力が再生産されるためには平均的な家族数を維持する賃金が支払われなければならないというにすぎない。ちなみに、男性経済学者のなかには夫の賃金が妻の生活費を含むことをもって家事労働に対する報酬であると理解し、したがって家事労働は無償ではないと考える例がしばしばみられるが、そこには性別分業にもとづく労働力の再生産を自然的な

ものとして了解するジェンダー・バイアスがひそんでいるというべきであろう⁽⁹⁾。

ともあれ、家事労働と労働力の価値をめぐる諸説の理解にたいする中川氏の批判は、説得力がある。ここまですれば、わが国において、理論研究上、また、実践的にも大きな影響力をもってきた「家族賃金」規定とその思想の問題点を明快に剔抉していく、つづく中川氏の論述が、いかに妥当性のあるものか、改めて紹介していかなくても、推察できるであろう。

しかしながら、上述してきたような、それらは、あくまでも、最初の中川氏の労働力の価値規定をそのまま受け入れての限りのことである。でも、その前提を外すと、たとえば、家事労働が労働力の価値規定とかかわらぬことは理解できても、また、氏にとって、差し当り必要のないことかもしれないが、家事労働自体の経済学上の性格が積極的に明らかされていないし、また、みえてもこないのである。そのため、家事労働の無償性の原因とその社会的意味が十分つたわってこないのである。おそらく、それは、労働力なるものの価値が労働者の再生産に必要な生活手段の価値に、なぜ、どのように規定されざるをえないのか、の具体的な考察が展開されていないからではないかと考えられるのである。

労働力の価値が必要生活手段の再生産にかかる労働時間に規定されているのは、いわゆる価値法則がたんに貫徹しているからでもなく、また、価値法則を貫徹させるためでもなく、価値法則が貫徹しうる社会的機制が資本主義に用意されているからなのである。その逆は、フェティシズムである。

他で論じてきたので⁽¹⁰⁾、本稿では簡単に指摘しておくが、中川氏ものべておられるごとく、一般の商品と異なる労働力は工場で生産するわけにはいかないの、労働力商品とその価値は、資本主義が資本蓄積を追求している過程で形成していく相対的過剰人口という労働力の供給源を社会的な背景にして、資本がその労働力を需要していくという事態のなかで考察されなければならないのである。そのため、労働力の価値が問題となっているここでは、市場の外域に存在している家事労働者や家事労働のあり方に言及していく余地など、理論的にも現実的にもでてきようがないのである。家事労働が社会的にいかに有用なものであっても、資本主義では無償にならざるをえない所以なのである。その原因は、問題は、もちろん、労働力の価値規定にあるのではなく資本主義の側にあるのである。

このような相対的過剰人口の形成が背景となり、条件になって、労働者は、労働力を吝嗇な資本家に日々売り渡しているのである。労働者は、労働力の再生産に必要なだけの賃金に抑えられていかざるをえないのである。改めて、労働力商品の価値規定に不可欠に関わる相対的過剰人口の役割と意義を強調したいのである。

問題は、この相対的過剰人口に、まず、誰がなっていくかということである。老人・年少者・障害者はもちろんのこと、性別の点からいえば、資本の経営活動に制約となる生理や妊娠・出産といった事態を直接抱えこむ女性が基本的には選ばれるだろう。資本の価値増殖という視点からみて、労働力の使用価値に制約や欠陥があれば、個別資本は、わざわざ、無理をしてまで女性労働者たちを受け入れようとするものではない。そんなヒューマニズムなど持ち合わさないのが資

本である。女性労働者が好んで雇用されるとしたら、それが資本にとって都合のいいような経済的条件があらかじめ社会的にできていたからに他ならない。たまたま、女性の労働力の使用価値⁽¹⁾が資本にとって魅力的になったからにすぎない。ボーボワールの「第二の性」をもじって言えば、資本は、女性労働者を「第二の労働者」扱いにしているのだ。

過剰人口扱いとされた女性は、もし他に方法がなければ、売春婦となるか、あるいは、結婚し、家族を形成し、男性の労働力の再生産のための家事労働を無償労働として担当していくしか救いが無い。性差別を前提とした「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業の社会的基礎がつけられる。

ちなみに、ここで、以下のことに言及しておきたい。

資本主義社会以前では生産と労働力の再生産の両方を担っていた世帯共同体の体制が、労働力の商品化を前提とする資本主義の生成とともに二つの領域に分離し、いわゆる生産領域（ないしは、市場）と、そこから区別された再生産を担う家族領域（あるいは、市場外）の成立、資本が支配する前者から後者の相対的な自立といった現象がみえてくる。しかし、それは、上述してきたような資本主義の蓄積体制存立のための歴史的に特有な社会構造にかかわってのそれにすぎない。ということは、家族領域内での男女関係も不自由・不平等とならざるをえないことを意味している。資本の支配している生産領域に性差別のあるところで、しかも、その領域と有機的に関連づけられ成立している家族領域が、性差別的な存在でないことの方が、むしろおかしい。家族領域の、資本からの相対的な自立現象が生じてきても、性差別は、生産領域と家族領域を一貫している。要するに、資本主義社会は、体制としてみても、個別の資本としてみても、原理的にジェンダーに対してニュートラルにありえないということである。

ただ、資本主義社会における生産領域、家族領域にわたる性差別が、実際にどのように展開してきたか、していくかは、その資本主義が資本主義以前の社会体制のいかなる社会的歴史的諸条件のもとで生成し、その後、資本蓄積過程がいかにあり、どうあったか、また、いかに変貌していくか、によってきまってくるであろう。それは、その社会的歴史的諸条件にそくして具体的に解明していく以外にない。しかしながら、この歴史的考察と資本主義一般の性差別性の理論的分析とは、きちんと区別されるべきものである。

ともあれ、労働力の価値規定の正確性を期する中川氏の所説には共感しているのであるが、少なくとも、家事労働問題とのかかわりで、これを問題としようとするとき、とくに、ジェンダー問題にかかわろうとするときには、労働力商品がどのように形成されているかといった資本主義の総体からの解明が不可欠に思えてならないのである。というのは、すでに何度も繰り返してきたように、労働力の価値規定そのものが、資本主義が社会的歴史的につくりだす男女の社会関係のあり方と密接に関わりつつ、成立しているからなのである。

2. 資本主義と「女性の身体性制約説」

ところで、「まえがき」でのべておいたように、労働力のこの価値規定にかかわって、つぎのような議論がみられる。

この価値規定問題を、資本主義と性差別の関係を追究する森田成也氏の主張を批判している二宮厚美氏の見解に閑説しつつ、取り上げていきたい⁽¹²⁾。なお、当面の問題にかかわる限りで、まず、森田氏の主張のエッセンスを簡単に紹介しておきたい。

周知のように、資本は、その本性として剰余価値の追求を旨としている。したがって、森田氏は、「資本は、労働時間の絶え間ない外延的・内包的延長を通じて、労働者の労働可能な生涯のすべての生活時間を奪い取ろうとする⁽¹³⁾」、「資本のこの内的衝動は、男女労働者のそれぞれにとってどういう意味を持つだろうか。より正確に表現すれば、どちらが、資本のこの概念により合致した賃労働材料となりうるだろうか。それは、明らかに女性労働者より男性労働者である。女性の生物学的な身体リズム、すなわち月1回訪れる生理という短期的リズムと、可能性としての妊娠・出産という長期的リズムは、すべての生活時間を労働時間に転化し、労働時間のあらゆる隙間を埋め、労働可能な全生涯を労働時間に転化しようとする資本の衝動にとって制約となる。したがって、男性労働者のほうが資本の概念により合致した身体性をもっていると言える⁽¹⁴⁾」とのべておられる。

こうして、資本の活動から見て女性の身体性が制約的であるということで、女性は社会的生産・労働の領域から排除・周辺化され、結局、私的な家族領域へ追い込まれていくのである。それゆえ、森田氏は、「資本主義そのものがジェンダー中立的なものではなく、性差別的なものである⁽¹⁵⁾」と強調されている。

森田氏の、このような資本主義の性差別的な性格の認識は、前節で指摘してきた相対的過剰人口形成と労働力の価値規定との関係をめぐる議論とも重なり、わたくしは共感しているのだが、このような認識の仕方は「女性の身体性制約説⁽¹⁶⁾」であると、二宮氏は命名し、批判し、資本はジェンダーに対して、むしろ中立的であることを主張されるのである。

二宮氏は何点かにわたって、「身体性制約説」が誤り⁽¹⁷⁾であることを指摘されていく訳だが、その第一点に氏の基本的な考え方が集約されていると思われるので、批判への反論をこころみつつ、また、その点が労働力の価値規定問題にかかわってくるので、その辺りに焦点をあて紹介しながら、問題を展開していきたい。まず、二宮氏は、このべておられる。

「まず第一に、資本は女性の身体的制約を限界としないための武器を持っている。それは、労働力商品の使用価値の「欠陥」を価値の切り下げで相殺するという方法である。資本の価値増殖にとって制約のある身体性、したがってあくなき致富衝動にとって欠陥を持つ労働力には、価値の切り下げをもって臨むというのが資本の取る第一の戦略だろう。個別資本から見て、もし女性の身体性に制約があるとすれば、その労働力を男のそれ以下の低賃金で雇用すればすむことであ

る。個々の資本にとって第一義的関心はあくまで労働力の使用価値と価値にあるのであって、その持ち主の人格的差異、したがって性差にあるわけではない。資本は労働力の使用価値に何らかの欠陥や制約があると見なすときには、その原因がたとえば老人であるとか年少者であるとか障害者であるとかの時と同じように、女性にたいしても労働力価値の切り下げをもって報いる⁽¹⁸⁾」

確かに、「労働力の使用価値に何らかの欠陥や制約があると見なすとき」のそれにたいする資本の対応は、上述のような、二宮氏の考察の通りかもしれない。しかし、それではその賃金で雇用される女性労働者には、低賃金ゆえに自己の労働力の再生産がおぼつかなくなる心配がおきてくるのではなからうか。「個々の資本にとって第一義的関心はあくまで労働力の使用価値と価値にあるのであって、その持ち主の人格的差異、したがって性差にあるわけではない」といわれても、労働力の再生産が不可能ともなれば、労働力の持ち主であるその女性労働者の人格そのものの存在が危うくなっている訳で、労働力の再生産が保障されている男性労働者と比べて、人間的には、性的に差別されている以外のなにもものでもないのではなからうか。二宮氏の理解とは逆に、むしろ、資本は、使用価値と価値の関係を通してしか労働力商品問題に対処しえないがゆえに、性差別となっているのではなからうか。

二宮氏も「人格的差別としての性差別⁽¹⁹⁾」とのべていたように、差別は、本来、人格にかかわる概念のはずである。個別資本からみれば、資本の論理にしたがっての低賃金での雇用ということで済むことであろうが、人格上の問題として取り上げれば、女性には、男性に比べて差別されていると映じてくるはずだ。二宮氏は、ここでは、資本の論理、ないし、見地にたって思考されているがゆえに、「それは商品としての労働能力に対する（多分に恣意的な）差別的取り扱いであって、人格上の差別ではない⁽²⁰⁾」と云っているのであって、労働力の持ち主である女性からみれば性差別そのものである。カネがオールマイティの市場経済、女性は男性に比べ差別される社会的存在とされているのである。「女性の身体性制約説」は誤りだとは考えられないのである。要するに、女性と男性のあいだの身体性の差異にすぎないものが、資本主義のもとでは差別に転化されざるをえないことを強調したいのである。

それはともあれ、女性労働者の労働力商品の再生産ということについて、二宮氏はどのように受けとめておられるのであろうか。低賃金の度合いにもよるだろうが、低賃金でも女性労働者の労働力の再生産が十全に可能と考えておられるのだろうか。もし可能であれば、女性労働者よりも余計に賃金をもらっている男性労働者は、経済的に余裕ができ、賃労働者を一時的にやめることもできるかもしれない。個別資本も、資本主義も、原理的には、そんなことを許さないであろう。そうであれば、何度も繰り返すことだが、女性労働者に対する労働力の価値の切り下げは、性差別の社会構造を生み出す基本的な原因とみられるものといえよう。

話が出发点に戻っていくが、マルクスは、そして、その労働力の価値規定の正確性を期してきた中川氏は、上述のような問題をどのようにみておられるのだろうか。

『資本論』での第2篇第4章「貨幣の資本への転化」に関わって、労働力の価値（そして、剰

余価値)を理論的に規定していかなければならないとする限りにおいては、ジェンダー問題を取り上げる必要もなかったかもしれないし、それなりに成功していたかもしれないが、ここで、マルクスがジェンダー問題に結びついていく労働力の使用価値問題を考察の対象としていなかったことも事実である。したがって、「労働力の再生産のより具体的なあり方⁽²¹⁾」が論及されてくるのは、第4篇第13章「機械と大工業」においてである、と中川氏は理解されているようだが、そこでのマルクスの考察も、結局、ジェンダー問題という点からみれば、不十分といわざるをえない。労働力の使用価値論を欠いた価値論しかないからである。それゆえか、『資本論』に登場してくる労働者が、叙述上、特別に必要な場合に女性労働者(die Arbeiterin)が使用されている以外には、一般にドイツ語の男性名詞である労働者(der Arbeiter)であるのも⁽²²⁾、ジェンダー問題に対するマルクスの認識のあり方と無関係ではあるまい。資本主義のもとでは、女性は「第二の労働者」におかれざるをえないことを知るべきである。

あとがき

以上に考察してきたように、資本主義が「女性の身体性制約」を利用し、男性労働者を優先していく経済社会であるならば、男女労働者の平等を実現していくためには、森田氏が端的に提起しているように、「職場と家庭内部での男女差別をなくすことと、資本の蓄積運動を強力に規制して労働社会のリズムを女性のリズムに近づけることと⁽²³⁾」を、同時に達成していくことが、原理的にいいうる、社会的歴史的課題となってくるのではなかろうか。

そのためにも、いまなお、広く、根強く流布している経済成長主義や生産力主義の思想のあり方は、根本的に検討されていかねばならないし、社会の生産力のあり方を質的に変えていかねばならないであろう。いうまでもないことだが、巨大資本が互いに熾烈な競争を展開しながら世界を支配している資本主義の今日のもとで、かかる思想の変革と上述のような課題の実現を果たしていくためには、この世界が生みだしている地球環境問題といった他の諸矛盾の解決と同じように、国民国家の枠を越えた世界的視野にたつての問題意識と取り組みが必要なことである。

(2000年8月3日、記)

注

1. 中川スミ「経済学とジェンダー——家事労働・労働力の価値・「家族賃金」——」, 経済理論学会編『現代経済と金融危機』, 年報第36集, 青木書店, 1999年.
2. 中川スミ, 前掲書, 247ページ.
3. 中川スミ, 前掲書, 246ページ.
4. 中川スミ, 前掲書, 247ページ.
5. 中川スミ, 前掲書, 248ページ.
6. 中川スミ, 前掲書, 248ページ.

7. 中川スミ, 前掲書, 248~249 ページ.
8. 中川スミ, 前掲書, 249 ページ.
9. 中川スミ, 前掲書, 249 ページ.
10. 下記の拙稿を参照されたい.
篠原三郎・中村共一編著『市場社会の未来——可能性としての「経営学」——』（ミネルヴァ書房, 1999年）の第7章「資本主義と女性」で論じている.
11. 商品の使用価値の社会性については, 下記拙稿を参照されたい.
篠原三郎「使用価値とは何か——そのフェティシズムをめぐって——」『日本福祉大学経済論集』第19号, 日本福祉大学経済学会・日本福祉大学福祉社会開発研究所, 1999年.
12. 森田成也氏の著書に対する書評, および, 二宮厚美氏の所説についての私見は, それぞれ, つぎの拙稿で展開しているので参照されたい. 本文の叙述は, したがって, 拙稿と重複していることをお断りしておきたい.
篠原三郎「森田成也著『資本主義と性差別——ジェンダー的公正をめざして——』を読んで」『日本福祉大学経済論集』第17号, 日本福祉大学経済学会, 1998年.
篠原三郎「資本はジェンダーにニュートラルか——二宮厚美氏の所説をめぐって——」『現代と文化』第101号, 日本福祉大学福祉社会開発研究所, 1999年.
13. 森田成也『資本主義と性差別』, 青木書店, 1997年, 145 ページ.
14. 森田成也, 前掲書, 145~146 ページ.
15. 森田成也, 前掲書, 120 ページ.
16. 二宮厚美「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖——階級関係とジェンダー視点の理論的交錯——」, 佛教大学総合研究所編『ジェンダーで社会政策をひらく』, ミネルヴァ書房, 1999年, 117 ページ.
17. なお, 「女性の身体性」問題を取り上げることについては, 森田氏は, 「あらかじめ誤解なきように言っておくが, これは生物学的主義ではない. 資本主義的生産ではない生産を前提するならば, 女性の身体性はいかなる意味でも制約ではない. 男女の身体性に格差をつけ, 一方を制約とするのは, あくまでも社会関係としての資本なのである」(『資本主義と性差別』(146~147 ページ)と, 誤解がおこるかもしれぬことを予想し, 断り書きをしている.
18. 二宮厚美, 前掲書, 117~118 ページ.
19. 二宮厚美, 前掲書, 126 ページ.
20. 二宮厚美, 前掲書, 118 ページ.
21. 二宮厚美, 前掲書, 255 ページ.
22. 『資本論』でもそうであったが, 手元の辞書を調べるかぎりでも, 資本家 (der kapitalist) にいたっては, 女性名詞のそれさえ見つからない.
23. 森田成也, 前掲書, 258 ページ.